

# 中・高等学校における「対外運動競技の基準」の改訂要求をめぐって

前 川 峯 雄

## THE DEMANDS CONCERNED WITH THE REVISION OF THE “NORM ON THE INTER-SCHOLASTIC ATHLETICS”

Mineo Maekawa

Since 1977, the revision of the present notification on the “Athletic sports for school children”, given by the Vice-minister of Education, has been under discussion in the Council of Health Education and Physical Education. I realize acutely that it is necessary to ask others’ opinions about this revision and to reach an appropriate result before the Council will reach conclusion.

So far as I know, two different ideas essentially exist in the “norm of the inter-scholastic athletics”. The norm has been established and revised by adjusting these different ideas. However, these opposing opinions exist in the norm at the present time.

In the present paper, the following subjects are discussed: 1) Where does this demand for the revision of the norm come from?; 2) Why is the revision demanded?; and 3) What are necessary for solving the above mentioned problems? It is my pleasure that this paper will be helpful for discussing about the norm of the inter-scholastic athletics.

### 1. 対外運動競技基準の改訂要求の概要

現行の対外運動競技の基準は、<sup>(註1)</sup>昭和44年7月3日の文部事務次官の通達によるものであって、「児童・生徒の運動競技について」「その適正を期するため」に出されたものである。この通達がでるにいたった理由には、中学校や高等学校のスポーツ水準を高めなければ、日本スポーツの国際的な競争力を維持することができないとする認識があったように思われる。

しかし、中学校や高等学校は、いうまでもなく学校教育を行う場であって、その限り、学校教育を無視してまで、スポーツ活動に専念させるような事態にはなりえない。ここに、国祭スポーツのため、あるいはチャンピオンシップ・スポーツのためのスポーツ奨励と、学校教育の

中でのスポーツ奨励との間に立場のちがいがあったのであるが、この矛盾を何とか合理化するために、現行の次官通達が出されたとみることができるのではなからうか。

周知のように、現行の事務次官通達が出されたころは、丁度、オリンピック東京大会において、わが国の競技成績が必ずしも期待どおりでなかったこと、ならびに、それ以降世界のスポーツ水準が急速な伸展を見せているので、わが国でもこれに遅れないようにしようとして、中・高等学校生徒のスポーツ技能の向上に目を向けようとしたときである。

それから日ならずして、わが国の高度経済成長はピークに達し、やがて48年の石油ショックの影響をうけて、急速に、低成長期に入ってしまった。この間、オリンピックメキシコ大会(43

年)を径て、ミュンヘン大会(47年)、モントリオール大会(51年)とつづいたのであるが、通してみると、日本のスポーツ事情は、いくつかの種目でよい成績をあげたとはいうものの、総じていえば次第に先細りの感をつよくしていった。もっとも、わが国自身では、ただ足踏みをしていただけでなく、多少とも前進を見せていたのであるが、外国のスポーツ成績の躍進ぶりに比べると、到底及ぶべくもなかった。1例をあげるならば、陸上競技では入賞者が一人もいなかったとか、水泳競技でも、種目によっては世界の女子レベルにも及ばないものがでてきたのである。ここで、日本のスポーツ水準の劣勢的傾向に歯止めをかけ、嘗て「スポーツ日本」といわれた状態にまでひきあげなければならぬとする要求が、日本体協傘下の各競技団体から起ってきた。<sup>(註2)</sup>かれらの考えによると、中学校や高校時代の選手が国際的舞台で直ちに活躍するのは困難であるが、この時代に力をつけて、それから国際舞台で活躍するようにしなければならない。それには、中学校、高等学校時代のいわゆる成長期において、しばしば大規模の対抗競技会に参加させ、その過程において将来「希望のもてる選手」を見つけ出すことが肝要であると考えられるようになった。そうなると、昭和44年の「対外運動競技の基準」をそのまましておくのは適当でないとする空気になってきた。これが、昭和51年ごろからはっきりと見られるようになり、対外運動競技基準改訂の要求となってきたのである。

このころから後述のように、中学校でも高等学校でも、ところによっては、基準などを無視して、全国的な規模の大会に参加させたり、記録会に出場させるところがあらわれてきたのである。

他方、ミュンヘン大会のころから、スポーツ界には、「エリート・スポーツ」と「大衆スポーツ」との両極化の現象が目立つようになってきた。国民の側でも、国際競技の不振よりも、スポーツの大衆化に関心を示すようになった。例の「1億総スポーツ」<sup>(註3)</sup>などという標語のもとに、スポーツによる体力づくり運動が起ってき

たのは、このころからである。そして、それが却って、各競技団体の「スポーツ水準」の挽回策や、向上策において、一層真剣にさせてきたのである。

「児童生徒の対外運動競技」の基準改訂についての要求は、このころから強くなってきた。保健体育審議会で、このことが話題になったのは、昭和52年である。おそらく、日本体協をはじめ、各競技団体は、だまっておれなくなり、関係方面に働きかけ、基準改訂への空気の醸成をしたのではないと思われるのである。

しかし、基準の改訂には、単なるスポーツだけの立場で処理できないものがある。いうまでもなく、中学生や高校生が、競技スポーツを行い、対外運動競技に参加するといっても、彼等の自主性や自発性<sup>(註4)</sup>だけで、できるものではない。ことに、この選手達も、学校の生徒であつてみると、「スポーツの立場」とは違った「教育の立場」をも充足させなければならない。そして、この両者が、ある程度満足する線に到達するように取りはかるとというのが、保健体育審議会の使命であるように思われる。

## 2. 現行基準についての問題点

昭和44年の次官通達の重点は何であろうか。それは、児童生徒の参加する対外運動競技を、学校の責任において「教育活動として」行うものと、学校の責任をはずして、「教育活動以外」のものとして行う対外運動競技にわけたこと、および学校の責任において行われるものの参加回数を制限し、それ以外は制限からはずしたところである。

学校の責任回数を制限したのは、当時、「教員の勤務時間に関するILOの勧告」に対して取られた措置であつた。ところが、最近になって、対外運動競技のために教師が生徒を引率していく場合に法律第77号(46年5月28日)によって特殊勤務と認められ、これに応じて「教育職員<sup>(註5)</sup>に対して時間外勤務を命ずる場合に関する規定」を定め、さらに同49年12月27日から人事院規制によって「特殊勤務手当」がつけられるようになり、51年3月11日には「教員給与の改

公立の中・高等学校における対外運動競技の実施状況 (昭和51年, 文部省体育局提出資料)

都道府県名	中 学 校									高 等 学 校								
	地 区 大 会			都 道 府 県 大 会			ブ ロ ッ ク 大 会			地 区 大 会			都 道 府 県 大 会			ブ ロ ッ ク 大 会		
	内	外	計	内	外	計	内	外	計	内	外	計	内	外	計	内	外	計
1 北海道	61	21	82	10	21	31				66	43	109	32	59	91			
2 青森	44	6	50	38	11	49	11	1	12	47	72	119	113	13	126	49	6	55
3 岩手	13	3	16	18	9	27	11	1	12	29	2	31	90	20	110	56	17	73
4 宮城	12		12	16		16	11		11	20	13	33	67	40	107	34	32	66
5 秋田	25	12	37	29	19	48	10		10	53		53	49	38	87	37	26	63
6 山形	27	6	33	15	9	24	10		10	67	23	90	78	23	101	30	22	52
7 福島	23		23	18	11	29	12	1	13	62	22	84	85	24	109	60	20	80
8 茨城	20		20	38	15	53		12	12	39	17	56	96	49	145	30	35	65
9 栃木	35	22	57	35	18	53		16	16	18	1	19	83	28	111	31	9	40
10 群馬		3	3	15	31	46		12	12	4	1	5	128	38	166	28	12	40
11 埼玉	72		72	44		44		13	13	8	3	11	81	54	135	32	32	64
12 千葉	37	21	58	16	23	39		13	13	23	6	29	77	35	112	27	20	47
13 東京	60		60	30		30		13	13				119		119	32		32
14 神奈川	8		8	29	16	45	14	1	15	31	4	35	94	32	126	34	23	57
15 新潟	26	6	32	16	9	25		7	7	53	1	54	57	46	103	40	7	47
16 富山	38	11	49	33	11	44	15	4	19	16	4	20	111	7	118	27	60	87
17 石川	37	3	40	19	4	23	15	2	17	12	4	16	51	15	66	23	50	73
18 福井	30	1	31	35	6	41	15	4	19		30	30	97	47	144	26	68	94
19 山梨	27	6	33	35	14	49		22	22		2	2	76	46	122	29	12	41
20 長野	20	11	31	14	11	25	4	1	5	30		30	27	38	65	21		21
21 岐阜	15	9	24	17	34	51		15	15	22	22	44	88	37	125	25	13	38
22 静岡	12	16	28	12	22	34		14	14	36	16	52	62	65	127	28	35	63
23 愛知	16	13	29	16	13	29		13	13	46		46	60	31	91	26	31	57
24 三重	41	28	69	17	20	37	4	12	16	49		49	87		87	26	30	56
25 滋賀	28		28	56	6	62	16	4	20		4	4	120	23	143	45	12	57
26 京都	33	10	43	17	13	30	32	8	40	68	34	102	134	44	178	39	32	71
27 大阪	36		36	36	2	38	31	5	36	2		2	75	3	78	23	18	41
28 兵庫	35	22	57	32	24	56	16	22	38	37	20	57	58	38	96	28	27	55
29 奈良	14	1	15	53	13	66	16	7	23				72		72	41		41
30 和歌山	36	2	38	37	31	68	28	10	38		7	7	83	56	139	34	33	67
31 鳥取	43	6	49	35	3	38	9	2	11	25	27	52	77	29	106	60	22	82
32 島根	15	14	29	16	9	25	9	3	12	10	9	19	82	42	124	54	36	90
33 岡山	16		16	31		31	9		9	42	10	52	128	24	152	41	13	54
34 広島	24	17	41	27	11	38	8		8	47	13	60	91	20	111	29	2	31
35 山口	15		15	32	1	33	9	1	10	36		36	72	36	108	30	20	50
36 徳島	15	8	23	4	11	52	13	1	14	23	22	45	72	73	145	54	36	90
37 香川	27	17	44	31	30	61	13	10	23	1	13	14	66	43	109	24	32	56
38 愛媛	24	5	29	13	20	33	13	5	18	37	1	38	42	3	45	19	27	46
39 高知	32		32	45	13	58	13		13	12	8	20	93	13	106	71	5	76
40 福岡	13	4	17	14	13	27	1	14	15	52	9	61	60	11	71	27	19	46
41 佐賀	14		14	15	23	38		12	12	8		8	47	35	82	31	10	41
42 長崎	16	26	42	14	40	54		16	16	7	9	16	75	45	120	28	30	58
43 熊本		26	26		30	30		14	14	20	2	22	58	54	112	27	46	73
44 大分	15	4	19	13	23	36		13	13	33	2	35	53	17	70	29	19	48
45 宮崎	16	19	35	16	20	36		14	14		46	46	50	61	111	16	20	36
46 鹿児島	30	9	39	17	41	58		15	15	32		32	54	62	116	43	28	71
47 沖縄	13	2	15	14	25	39		13	13	13		13	76		76	23		23
平均	25.7	8.3	34.0	24.9	15.5	40.4	7.8	7.8	15.6	26.3	11.1	37.4	77.6	32.3	109.9	33.3	22.3	55.6

善について」人事院勧告があり、これによって対外運動競技の引卒のほかに、「学校の管理下に行われる部活動に従事する場合」も「教員の特殊勤務」と認められるなど、たしかに法律や人事院規則の改正をみるなどして、学校教育として正当づけたので、ある意味では、この問題は解消しつつあるといえる。

ところが、この場合これを特殊勤務として認めるか否かは「対外競技の基準」によるのであって、教育現場からは、新に問題が提出されているのである。

たとえば、全日本中学校長会からの意見書<sup>(註6)</sup>によると、「対外運動競技については、学校教育を基盤としたクラブ活動・部活動で指導された生徒が、学校教育活動の内・外の競技大会に参加」していること、さらに「社会体育として実施している学校教育以外の運動競技会については、学校教育のクラブ活動・部活動を行っている生徒の参加がほとんどである。」と述べている。この指摘は、明かに現行の基準そのものについての問題点を示すものの一つといえよう。上述のように現行の基準では、対外運動競技の参加の場合を、学校の教育活動として行うものと、それ以外のものに分け、競技会そのものも、これに呼応して、この二つに大別された筈であるのに、実際的には、そのいずれの場合も、自分の教え子である生徒が参加するので、その場合の指導ならびに引率は、すべて学校の教師の任務となっているのである。そればかりか、対外運動競技会に参加することを目標として、この教師達は、部活動の指導をしている。若し、現行の基準が、学校教師の負担過重の解消をねらいとしたものであるとすれば、その本旨からはるかに離れたことになるのである。

また、学校の教育活動外のものとして認められる競技会に生徒が参加する場合は、その責任は保護者であるとしているのであるが、すべての保護者が適切に選手の指導をすることは思われない。結局は、保護者の責任において選手の指導を学校の教師に委託するケースが多いことになる。したがって、結果的には、生徒達が参加する競技会の回数を増し、競技団体の要求を満足させ

ることにはなったのである。しかし、教師の勤務時間を軽減するどころか、これを過重にする結果となったのである。これ第2の問題といわなければならない。

ちなみに次の表は公立の中学校や高等学校の生徒が参加することになっている対外運動競技の回数を文部省体育局で調べた結果を示すものであって、学校教育活動の内・外にわけ、さらに、参加者によびかける範囲を、地区、都道府県、ブロックの三つにわけて集計したものである。この表をみると、競技大会が、どんなに多くなっているかを知ることができる。

次の表によると、「内」というのが従来学校の教育活動として生徒の参加が認められた競技会に当り、「外」は保護者の責任で引率する大会であるが、これが決して少なくないことが判る。中学校の都道府県の大会のうち、内が平均して25、外が16、高等学校では内78、外32という結果からみると、たしかにそのことがいえる。若し、これが従来からあったとすれば、学校は基準などを問題にしていなかったことになるのであり、新に現われたとすれば、試会数を増すために、保護者の責任にして、生徒が参加し、かつ教師まで引率する大会があらわれたことを示すということができよう。

要するに、現行の通達の精神は、今や通用しなくなったのである。ここに、基準改訂を必要とする事態の一つがあるとみられるのである。

もっとも、これは一般的なことをいったのであって、どのような大会であろうと、参加させるか、させないかは、結局のところ学校の判断によるものである。学校が、その生徒にとって参加を是とするならば、「内」であろうと「外」であろうと、「特殊勤務」として教師にその指導引率を命ずることができる。その判断の根拠になるものは何であろうか。余りはっきりしたことはいえないが、一つは、その学校の生徒のスポーツのレベルであり、他は、それに出場する生徒の構えである。前者のレベルの点では、おそらく、すぐれた成績が期待できるといったときには、基準の存在にかかわらず出場させるであろうし、そうでないときは、出場させる機

会が少なくなろう。しかし、私が1, 2の県の公立高等学校の体育教師から調べた限りでは、次のようであった。

これは、昭和52年に出場した競技大会であって、実際に参加したものを、校内競技、地区大会、県大会、全国的大会にわけてみた。

**高等学校生徒が出場した競技大会**

出場した競技大会の性格	%
校内競技どまり	6.7
地域大会どまり	57.3
県大会どまり	30.3
全国的大会	2.2

(A県, F県)

これは高校体育教師が指導しているクラブや部が、どの水準の競技会に出場しているかという質問に答えたものであって、大部分の学校は「地域大会か県大会」で、それを併せると約88%であって、数ある学校の中で、全国大会に出るといのは2.2%しかないのである。したがって、私が調べた限りの体育教師のいる高等学校では、大部分はせいぜい県大会どまりの競技会に出場しているのであって、対外運動競技の基準の上で問題になりうるのは、2%程度の学校の運動部又はその選手であるといえる。逆にいえば、現行の基準は、結局、約2%の高等学校の運動部ならびにその選手のためにあるようなものである。しかも、この2%の中に、国際級のスポーツ選手になる可能性のあるものがあるのであって、このようにみると、基準を一般的小しおつけて、それに拘束力をもたせるような錯覚を覚えることが問題であるといえる。

これについては、全日本高等学校長協会から提出されている意見書(註7)の中に、「高校生といえども優秀な成績を示すもの」があるので、これについては、「学業の許す限り」ブロックといわず、全国的な規模の大会に出場させるべきであるとしている。しかし、この選手も学校教育をうける身分にあるので、「学業の許す限り」というのがでているので、これの扱いについてのみ本格的に考えるのがよいではないかと思われるが、それをどうするかは、一つの問題であるといえる。

第3の問題点は、指導者の問題である。多くの学校では、対外運動競技を目ざし、日常スポーツの練習をしている生徒集団がある。いわゆる「運動部」がそれである。この運動部は、その大きな目標として、スポーツの大会に出場し、できればよい成績をおさめることを願っている。そのために、上級生から下級生にわたる集団の組織ができあがり、これが顧問教師の指導を受けながら、運動生活を展開している。この組織の中には、嘗て部で活動した「先輩団」をもつこともあって、ところによっては、大組織の場合もある。これらは、ほとんど年中練習をして体力をつくり、技能の向上を目ざしている。そのために、毎日相当の時間を費している。ころみに、私が、A県とF県の体育教師を通じて調査した部の週当り練習時間数、および練習日数をみると、次の表のようである。

(A県では110人の体育教師が117部の指導を、F県では39人の教師が40の部の指導をしていた)

**週当り指導時間数 (52年調査)**

指導時間数	5時間未満	5~10時間	10~15時間	15時間以上	D. K.
A 県	19.1%	42.7%	28.2%	6.4%	3.6%
F 県	2.6	7.7	33.3	53.8	2.6

M=10.3

これによると、週平均10.3時間、かれらの平均担当授業時数14.2時間に比べて決して少なくない。また、F県のように週15時間以上の指導をしているところが53.8%あることを考えてみると、生徒はもちろん、教師もこのために大変多くの時間をさいていることになる。

また、これを練習日数でみると、次のようである。

**練習日数**

県	日数	1~2日	3~4日	5日	6日	7日	D.K.
A 県(%)		1.8	5.4	11.8	73.7	4.6	2.7
F 県(%)		2.6	0	2.5	35.9	58.9	0
平均		2.0	4.0	9.4	63.8	18.8	2.0

県によって違いがある。しかし、6日以上というのは、A県78%、F県94.8%であるから、このウエイトは相当なものである。全国的に調査しなければ、詳しいことは判らないが、平均

して毎週10時間以上、練習日数にして6日以上というのが、大部分を占めている。これだけの練習を重ね、その上、さらに、年に何回かの合宿をして対外試合に臨むのであるから、生徒がこれに投入する心身のエネルギー、教師が指導に当てる時間と日数をみただけでも決して軽いものではない。しかも、その大部分が、いわゆる授業が終った放課後の活動なのである。それも、学校管理下の学校教育活動なのである。ここでは、一つは教師の負担過重の問題がある。しかし、彼等は、一面では自己の指導力を試すため、他面ではスポーツを自ら求めてやろうとしている生徒の願を入れて指導をしているのである。

その上、これだけの力を運動部に投入すると、必然的にどこかで力を抜かなければならない場合がある。「強力な部に育てようとする」と、日常の授業がおろそかになりますか」と質問したところ、これに対しては次のような返答が来てきた。

**部の指導による日常の授業への影響** (52年調査)

	おろそかになる	ならない	D.K.
A県(%)	20.9	76.4	2.7
F県(%)	43.6	56.4	0.0
平均(%)	26.9	71.1	2.0

県によって違いがあるが、部の指導に力を入れると、どうしても本務としての授業がおろそかになるものが決して少なくない。F県の如きは、44%のものがそれを感じている。つまり、翌日の授業がおろそかになるほどの力を、部の指導に投入しているのである。教師にとってはやっぱり根本的な問題であるといわなければならない。

ことに、これほど力を入れて練習を重ねて活動を展開しているところの「部活動」の存在を忘れて、ただ対外運動競技の基準だけを問題にしては、その本質を見うしなうおそれがある。要するに「運動部の活動→対外運動競技」と、一連、不可分のものとして扱わなければならない。そして、このことは重要な問題である。

**3. 二つの立場の対立**

対外運動競技の基準を設定しなければならない理由は、他ならない「教育の立場」と「スポーツの立場」の対立に対してその調和をはかるということにあるといえよう。

すなわち、学校教育の立場からいえば、スポーツといえども、それは教育の中で考えられる限りであって、それを出ることに對しては強い抵抗を示してきたし、現にそうである。対外競技の基準のあり方についての中学校長会や高等学校長会から出された意見書の中に、「教育に支障のない限り」という文言がでていいる。学校は教育するところである。スポーツがどんなに大切だからといって、教育を本来の任務とする学校は、その本来の使命を放棄する筈はないのである。

そこで、学校において体育、スポーツに強い関心をもつ体育の教師に、部でスポーツをやらせる目的を尋ねてみたところ次のようであった。質問の項目として、

- ① スポーツは強靱な意志(根性)と健康と逞しい実践力を養成するのに最も適している。
- ② 若いものは、より高きものを目ざして全力を燃焼させようとする傾向がある。若い日にスポーツをやらせるべきである。
- ③ 日本のスポーツ水準の支え手として、スポーツをやらせる。

以上の三問について、夫々賛否を尋ねたところ、次のような結果がえられた。

**高校におけるスポーツ活動の目的について**

(52年調査)

県	問題	(1)	(2)	(3)
A 県(%)		58.2	45.4	5.4
F 県(%)		46.1	59.0	5.1

高校生のうち、とくにスポーツ活動を欲しているものに何らかの部に入れて思い切りスポーツをさせたい理由にはいろいろあろうが、上の三つのうち①はスポーツによる人間形成を、②は高校時代の特性に応じたスポーツの導入であって、「勢力浄化」的である。③は高校の部におけるスポーツの目的として世界的水準をねらうことについてみている。

まず①の人間形成的な面では、A県とF県で多少違いがあるが、約半数のものは、これを支持している。ここでは、世界的な舞台でスポーツをさせるというのよりも、非常に教育に重点があることが判る。

②は、支持率からいえば、①の場合とほとんど同じ程度であった。若者のはち切れるようなエネルギーのはけ口をスポーツに求めさせようというのである。暴走族も出るし、力のやり場がなくて困る者もいる。こんな人達に、その力を十分に出させて、安定感をえさせることを目的とするので、いわば、生活指導的でもある。

そして、①と②に多くの支持率があるのは、極めて教育的にスポーツをみているといつてよいのではないか。これに対し、③の支持率が非常に低いのは、高校における運動部の限界があるためであつて、すぐれた能力をもつものに対し、大きなスポーツ的期待をよせている場合にのみ、これを支持するとみることができる。

また、高校生の部活動について、高校体育教師に、次の間に答えてもらった。

**質問.** 「運動部といえども学校の教育活動の一環である。スポーツだけやればよいというわけではない。」

その結果、この設問に賛成のものをみると、

A 県	54.6%	}	(52年調査)
F 県	46.2%		

であつた。また次の反対の質問に対しては

**質問.** 「今や勉強とスポーツとを両立させるのは大変困難である。思い切りスポーツに専念させてやり度い。」

A 県	19.1%
F 県	33.4%

と県によって相当のちがいがあつたが、この二つの反応を総合してみると、高等学校生活の理想的なあり方として「勉強とスポーツの両立」を願う体育教師が約50%あるのに対し、反対に「勉強とスポーツ」の両極化を期待するものが20～30%いる。ことにスポーツでよい成績をあげようとするれば、徹底的にスポーツをやれとする者が存在していることも認めないわけにはいかない。

これから類推すれば、高等学校における運動部の指導をしている体育教師の中には、現行の対外運動競技の基準の存在を願うものと、この基準には不満であり、その改訂を求めるものも存在しているとみることができる。この点、学校経営の責任者をもって構成されている中学校長協会や高等学校長協会の考え方と、幾分の違いがある。

このように、学校の教師にしても、教育中心の立場から、スポーツ中心の考え方にとるまでの間に、それぞれ色彩のちがった意見が分散しているのである。

52年から53年にわたる保健体育審議会の意見にも、これと同じような傾向がみられた。

個人個人によって、そのニュアンスは違ふようであるが、大きくみると「学業とスポーツの両立」を願う立場と、そんなことにはかまひなく、スポーツを最優先させようとするスポーツの立場とがみられた。前者は、どんなにスポーツを奨励するとしても、「学業に支障のない限り」というのである。これにも、人間形成に重点をおくものから、身体軽視に反対する立場までいろいろあろうが、共通にいえることは、心身の両面、知育と体育との両立を期待する教育の立場である。

ところが、たとい学校教育の下にあつても、スポーツを優先させようとする一団がいる。これは、教育団体ではなくして、純然たるスポーツ団体、または、その連合体である団体であつて、日本体育協会と、それに加盟している各競技団体とがそれである。この団体は、対外競技に対して、どのような意見をもっているであろうか。同協会が公にした意見書<sup>(註8)</sup>によって、その要点を述べてみよう。

これによると、「スポーツは基本的に国民が自発的、自主的に行うものである」としている。したがって、「国民がスポーツ活動を行ない、あるいはこれに参加しようとする場合、競技会を公正に運営するための参加規定に抵触する者もしくは純粹に医学的、生理学上等身心に悪影響を及ぼす事由のある者を除いて、その意欲を抑制する措置が存在することは好ましくない。

このことは、対象がたとえ義務教育期間中の児童生徒であっても基本的に変わるべきものではないと考える。」(傍点筆者が附す)というのである。さらにつけ加えて、「本会(日本体育協会)加盟団体の中には、この考えに立脚して現行の文部事務次官通達が、……中略……事実問題として、これによって『しばられている』という印象とその事象がみられることから撤廃さるべきであるという意見が少なくない」と附言しているのである。

この意見書を見れば直ちに判るように、日本体育協会をはじめ、その加盟団体は、児童生徒の対外試合について教育の立場を無視して完全に、スポーツの立場からその見解を述べている。かれらにとっては、スポーツの面で児童生徒が自発的、自主的に活動するのであれば、それを肯定し、それを拘束し、抑制するものについては、好ましくないのであって、そんなものは、スポーツへの自主、自発性を拘束する以外の何ものでもないと見ていることがはっきり判るのである。それ故に教育の立場から作られた「対外運動競技の基準」などというものは、撤廃せよということになるのである。

しかし、突然そういっても無理であるから、日本体育協会としては、「現行の事務次官通達の漸進的廃止を前提に」当面、スポーツ環境の大きな変化に対応して、その内容の変更をせまっている。その要点は、

① 「中学校では対外運動競技の地域の範囲を全国大会が行われるように拡大すること、及び参加回数の制限廃止。

② 高等学校に関する規定は削除する。  
という二点を要求しているのである。

これをみると、保健体育審議会において、対外運動競技の基準改訂要求がいつこから出たかが極めてよく判るのであろう。要するに、この問題は、スポーツ競技への参加をめぐって、「教育の立場」と「スポーツの立場」との対立の中から、スポーツの立場を少しでも強化しようとするためのものと見てもよいのではないかと思われる。

しかし、世の中には、学校におけるスポーツ

活動、特に教科外のスポーツ活動の価値について、必ずしも、日本体育協会や、その傘下の競技団体のようなみかたをするものばかりとはいえない。ことに、教育の責任を負わされているところの学校に対して、教育の立場を放棄せよといういい方に対して、抵抗を感ずるものもあろう。

そこで、これまで、教育の立場を次第に後退させてきた「対外運動競技の基準」をどのようにするかについては、ここで根本的に考え直さなければならないと思うのである。もし、この際、いい加減な措置を講じたのでは、わが国における学校スポーツの行方を混乱に陥れる可能性がある。そこで、この両者の立場を十分に検討して、最も妥当なあり方をさがし求めねばならないのである。

#### 4. 基準のあり方について考えられる 一二の視点

この論文では、現行の対外運動競技の基準のあり方について、直ちに結論を述べることをさしひかえたい。というのは、その結論を出すための手づつきや競技スポーツの振興ということを中心にして、学校が対応する場合のさまざまなあり方をここで問題にする方が有意義であると考えたからである。

そこで、まず、この問題についての一般的な考え方を述べ、次ぎに、現在提出されている諸提案や意見についての妥当性などについてふれることにしたい。

##### (1) 一般的考察

###### 「基準の存在意義について」

ここで、対外運動競技の基準をどのようにすれば、スポーツの立場のものにも、教育の立場に立つものにも満足な答えがでるかを考察する前に、もう一度原点に立って、何故このような基準をつくらねばならなくなったかを思い出してみる必要がある。

もっとも、この基準そのものも、しばしば改訂されてきているので、ただ、原点のみでなくその経過をみて、これがどのような役割を演じているかをはっきりさせることが、まず手初めに行わなければならないことである。



この場合、現に、この基準がどのように機能しているかということについてもはっきりとした認識をもっていなければならないであろう。私は、このための参考になるであろうと思って昭和52年10月、A県の公立高等学校の体育主任の意見を聞いてみた。

質問項目は極めて簡単なもので、次の三つのうち、いずれか一つを選んでもらうことにした。勿論無記名である。

- (1) 現行のような基準はあった方がよい。
- (2) スポーツ水準がいちじるしく高いところでは、この基準は用をなさない。
- (3) あっても、実際には役に立っていない。  
(有名無実)

この結果、(1) 現行のような基準はあった方がよい。したがって適切なものとみる者が、58.4%、(2)の特に強いチームや選手のいるところでは、このような基準にとらわれてはられない。したがって、機能していないとみるもの14.6%、最後の有名無実というものは3.4%であった。そして、どう反応したらよいかかわからないというのが19.1%あった。

この点からいえば、約半数近くのもの、この基準の存在意義を認めているのであるが、問題は、むしろ、この基準などにかかわりなく対外運動競技に参加し、したがって、こんな基準はあっても無きに等しいというのが18%いるということである。しかも、現行の基準を作る場合に最もこれを必要とするところとして考えていた学校が、このような態度に出ているとすれば、最早、現行の基準の存在の意義は極めて少ないとみななければならないのである。

さて、現行の基準について、体育の教師以外のものでどう考えているであろうか。改訂要求に対する解答を出すには、これらの諸点も調べておくことが必要であろう。

## (2) いま一つ違った考え方

基準というものは、「守る」ことを前提としたものであるが、今や逆に破るために存在しているふしがある。例えば、野球に例をとってみよう。全国的規模の大会が、春の選抜、夏の大会とあり、これはおそらく日本の高等学校の対外

試合のうちでも最大のものであろう。それ以外にもまだ全国的規模のものもあるし、県大会、地区大会、対校試合と数えてみると大変な回数になる。野球の有名高校になると年間どれほどの試合をしているか、知るものぞ知るである。しかも、対外運動競技の基準に照して、高校野球の現実を見たものはどれほどであろうか。他の競技種目では比較的きびしい規制が行われているのに、これをそのままにしておくというのは筋が通らない。要するに守らなくともよい基準であれば、廃止すればよいのである。そこで、現行の基準についての対処の仕方の一つに、全廃すればどうであるかについて、検討してみよう。これは是非とも考えなければならない点である。

ある人は、基準を全廃すれば、それぞれの学校が判断するときに困るというので、それに反対するという。しかし、自分の学校の生徒をある大会に出場させるかどうか位は、どの学校でも判断ができるのではないか。このごろはやり「学校の主体性」を発揮するのに丁度よい事項の一つである。ある学校は、どんどん参加させてよいのだと判断すれば、その学校の全責任においてやればよいではないか。学習指導要領のようなものですら、相当の範囲について学校の判断にまかせようとする傾向になりつつある。せめてスポーツ位は、学校で自由に判断して、参加させるか否かを決定すればよいではないかと思う。もっとも、これについては、全国中学校長協会や高等学校長協会、あるいはその他の関係機関で、十分に話しあって行ったらよからう。

日本の高等学校がすべて同じ歩調で、同じことをしなければならないということはなかろう。学校教育法や関係法規の許す範囲内において、スポーツに重きをおく学校があってもよいし、進学に力を注ぐ学校があってもよいではないか。あるいは理科教育に、あるいは芸術教育に重点をおく学校があってもよいではないか。また、たまたま素質のよい者にスポーツを思い切りさせるような学校があってもよいではないか。世の中は多極化の時代であるから、学校もそれに

対応するようにし、それぞれの学校で対外運動競技会への参加についての方針をうち出すようにできないものだろうか。要するに基準を廃して、学校の考えをもって基準とせよというのである。

### (3) 現に出ている改革意見について

上のことと若干の重複があり、またものによっては、もう少し時間をかけて考えなければならないこともあるので、ここでは、現に提出されている改革の意見について私見を述べてみたい。

戦前はもちろん、戦後においても、日本の競技スポーツを支えてきたのは、大学をはじめ高等学校や中学校の運動部であり、そこで養成された選手達であった。ところが、最近日本体育協会が提出した意見書<sup>(註9)</sup>では、「極端な云い方をすれば、学校における部活動にばかり頼っている時代は、もはや過去のもの」と思考する。

特に近年における競技技術の特段の進歩に伴い競技力向上の全てを学校体育の中での指導に期待すること自体困難なことといわざるをえない。」とし、この点を打開するために、「最高レベルのものへの競技力向上については、競技団体とその傘下のクラブの努力によって養成される方向が適当である」と主張しているのである。

そこで、日本体育協会ならびに、その傘下の各競技団体はどんなことを求めようとしているのであろうか。前掲の意見書の最後のところにこれに当るものがでてくる。すなわち、学校は「優秀な素質をもっている児童生徒、その志向をもつ児童生徒について、すべて競技団体の強化策と、その傘下のクラブ活動への参加」をすすめるよう求めているのである。

この意見についての解釈は、いろいろできよう。これまで、日本体育協会は、競技力向上というとき、中学校や高等学校の運動部に対して依存することがなかったのであろうか。今や、トップレベルの選手養成は、中学校や高等学校ではできないというのであろうか。また、そんなことを言って、日本体育協会や傘下の競技団体は、自前でそれをやる力があるのだろうか、などという反論もでないわけではない。

しかし、私は、日本体育協会のこの意見に賛同するところがないわけではない。

もともと、中学校や高等学校のスポーツ訓練は、もし、これを純粹に教育活動として存在させようとするのであれば、体育協会のいうとおりである。今の学校で、特別の場合を除くと、世界的レベルでの競技能力をもつものを育てること自体無理であるといえよう。何しろ、中学校でも、高等学校でも、その生徒は、学習指導要領に示されているように、すべての生徒にいわゆる勉強をさせなければならない。それと並んで、スポーツをやらせるというのが建て前であるから、一部の学校でやっているといわれているような学業無視の選手訓練は不可能である。したがって、若し真に優秀なものを育てようというのであれば、学校に依存することは困難であって、この点、日本体育協会の意見書にみられる見解は正当であるといえるのである。したがって、このような目的のもとになされるスポーツの訓練は、体協傘下の競技団体の強化策と、それが経営するところのクラブ活動によってやるというのは、正しい考え方であって、これを率直にいつていることは、大いに評価してよい。

しかしこれには、一つの問題がある。これまで、自分達も競技力向上に一役かっていたと自認していた教師、とくに高等学校のコーチ的役割をしていた教師がどのような反応をするかということである。

彼等の中には、強力な部を作り、試合に勝せたいというので、日常の授業までおろそかにして（A県ではそう答えたもの20.9%、F県では43.6%いた）、かつ、部の指導と試合に出場させることを生き甲斐としていた（そう答えたものA県では26.4%、F県では20.5%）者がいたことをはっきりと認識しておらなければならない。そこで彼等をして、日本体育協会の意見の妥当性を納得させるように、つねに努力する必要がある。

第二の問題は、本当に日本体育協会やその傘下の競技団体は、自力でトップレベルの選手養成をするような準備ができていくかという点で

ある。これについて参考になる事例を一つあげよう。先きのアジア大会において、中華人民共和国は、いろいろの種目で目ざましい成果をあげたが、この原因は何であったであろうか。私の考えるところでは、<sup>(註10)</sup> 業余体育学校の役割が非常に大きいと思う。「業余」というのは、学校の授業が終ってからの時間のことであって、業余体育学校はこの時間を使って、オリンピックに通ずるような選手養成をするところの機関である。正確なことは判らないが、全中国で約1000校あるという。そこには、専有の施設と専任の指導者がおり、7才から17才のものが指導をうけていた。ここに来るものは、いずれも、管下の学校から推薦されたものであり、一度入学しても進歩の思わしくないものは、メンバーからはずされていく。このようにして、すぐれた素質のあるものを選び、それに力をつけ、対外試合にも出場させて、その中から、目ざましく活動するものを養成しようとしている。この1000校はすべて公立である。すぐれた指導者のもとで、独立の施設をもち、それらのために競技会を開催し、次第に競技力をつけるような仕組みをもっている。日本の各競技団体は、独自の構想をもっていると思うが、これに類似するものを確保するような体制をみ出さなければ、そんなにやすやすと、強化策が実るものであるかどうか疑わしいのである。どこの高等学校の教師達も、喜んで自分の教え子をここに送れるようにするには、これだけの準備をしなければならぬのではないか。

このように考えると、対外運動競技の基準を撤廃することは必要であるが、それに先立ってもっと本格的な条件を整備することが大切ではないかと思う。

若し、日本体育協会や、中学校体育連盟がいうような条件が整備されるならば、対外運動競技の基準についても性格が変わってくるのではなかろうか。それは、純然たる教育の立場であって、真に学校が責任もてるものだけにして、学校が責任もてないものは、基準から除外すればよいのではないか。日本体協や、その傘下のクラブ間の試合は、競技力の向上が主たる目

的であるから、学校はそれにまで手を出す必要はなかろう。それは、協会自身の手で、合理的に行い、問題のないようにすればよい。日本体育協会はそれを望んでいる。いろいろのことが起っても、学校とは一線を画すべきだというのが、私の結論である。

しかしながら、中国でもみられたように、学校のスポーツ活動で、優秀と思われるものがでたら、「スポーツのためのスポーツをする機関」に心よく送り出すことは勿論、両者の間に協力的な関係がなければできないことである。私は、むしろ、この点をおそれている。手柄を自分のものにしてかえりみないような関係が存在する限り、この協力は大変むづかしいが、むづかしくとも、これを実現しなければならないであろう。

以上のように、スポーツの立場に立って、選手養成を考えるならば、中学校や高等学校がこれを行うのでないから、これまでのような対外運動競技の基準は必要ないのであって、日本体育協会がこれの撤廃をせまらなくとも、自動的に消滅しよう。しかし、問題はむしろ、ちがうところにある。それは、あくまで「教育の立場」に立った学校スポーツを推進していくために、対外運動競技だけでなく、学校におけるスポーツのクラブ活動や運動部の存在の様式や、練習の日数、時間、そのための指導者などについて、さらにこれらのクラブや運動部のメンバーが、試合をするときの必要事項などが必要になればそのとき考えてもよいではないか。

こうなってくると、教育的意図の強い学校の運動部は、これまでと性格がちがひ、一面では「大衆スポーツ」の基盤づくりを、他面では「生涯スポーツ」へのプロセスとして運動部を育てあげるという構想もあってよいのではなかろうか。

仮に、中学校や高等学校の運動競技が、いわゆるエリート養成でなく、教育の要求を満すべきものであるとすれば、現在のような週6日以上も練習をしている運動部の経営も変更しなければならぬ。それにしても、その指導は誰がするのであるか。それを、教科指導に専念してい

る教師に、その仕事をさせるのは適当ではなかろう。教員の勤務時間を守り、かつ新しく生れるであろう運動部の指導をさせようとするのであれば、そのために採用したところの「コーチ」に当らせるといことも考えられる。したがって、この場合は、コーチ制ということの確立が必要になろう。

この際、もう一つ考えなければならない点は必修のクラブ活動と運動部との関係をはっきりさせるべきである。それは、中学校長協会から出されている意見書にもあるように、学校のスポーツ施設の利用についての合理化をはかること、また対外運動競技会への参加については、いわゆる必修クラブのメンバーも、運動部のメンバーも同じ権利をもつものとして見なければならぬであろう。

## 引用文献

- 註1. 文部事務次官通達、文体体208号、「児童生徒の運動競技について」（昭和44年7月3日）
- 註2. 財団法人、日本体育協会「対外運動競技に関する意見の提出について」（昭和52年11月25日）
- 註3. 山口久太「国民総スポーツの具体的施策」体協時報、No213, P.6
- 註4. 上掲日本体育協会より提出の意見書。
- 註5. 文部省訓令第28号「教育職員に対して時間外勤務を命ずる場合に関する規定」（昭和46年7月5日）
- 註6. 全日本中学校長会「対外競技に関する意見」（昭和52年11月25日）
- 註7. 全国高等学校長協会、「対外運動競技に関する意見について」（昭和52年11月19日）
- 註8. 財団法人日本体育協会、上掲意見書、（昭和52年11月25日）
- 註9. 上掲意見書
- 註10. 拙著「現代中国の体育」、体育の科学 第25巻 676頁。